

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、一般質問を行います。今回、町長、教育長含めまして、4点出しております。教育長無かった、すいません。

順次入りたいと思いますが。基本的にはこの間、一般質問、予算質疑等で取り上げてきたことについて、改めて現状どうなのかということが主になろうかなと思います。

1問目はまさしくそうではありますが、道立江差病院の問題であります。この問題は、町長以前から、現町長以前から長年に渡って町民挙げての取り組み、そして町長も含めて現在の対策、制度設計も含めて行われております。しかし、現状は医師、看護師の確保、大変厳しい状況が続いております。私自身の調査がちょっとあの古いので、答弁として直近のものを教えて頂ければなと思うのですが、昨年夏、1年ぐらい前でしょうか。医師で言えば、定数の17名に、医師が11名と6名が不足だとか、それから看護師が去年の数字で恐縮ですが、119人の定数で86ですから、約4分の1が看護師足りないということで、この間この本会議でも予算審議でも何度も出されておりますが、色々な問題が邪気されております。ですから、当然、ベッドがあっても入院が出来ないと、いう状況があります。ベッド利用率もどうなのでしょう。私自身聞いた部分で言いますと、去年の上半期、下ではなくて上半期で、3割ぐらいでしょうかベッド利用率、3割です。それは、先程言った基本的な医師、看護師の充足率が非常に低いということが大きく気にしているのではないのかなという気がするのですが、まずは1問目として、直近の現状を教えてください、医師、看護師の充足率、ベッドの利用率、これがまず一つです、現状ですね。

それから、それを踏まえてなんです、じゃあどうしたらいいかということなんですけれども、その前に、やはり私は結果的に医師、看護師が足りない、そのために色々な問題点がこの二次医療圏、二次医療圏といっても江差以外は基本的に国保病院、診療所も含めて、一定の町としての責任を抱えている。江差の場合は、民間病院はありますけれども、町としての国保病院は無いという点では、大きな意味で道立江差病院をきちっと整備していかなければならない、そういう点では他の町村との違いというもの、私はあるのかなと思うのです。そういう点で、病院の問題を訴える上においては、まずは町民の、私たち江差町民の皆さんが、道立病院の問題について、こういうことが邪気している。生じている。

だから、病院の充実、改善が必要なのだということ、具体的に言っていかなかったら、町長も多分見聞きしていると思いますが、道では色々な対策をとっております。ネットでほとんどあの議事録も含めて読めますので、これは分かることなのですが、結果的には、数字でそれから経営方針でどういう風になっているということで、なかなか地域の問題点が深く分析されていない。これだったら、私、今の道立病院の改善、充実ということが具体的に道の段階でしっかりと受け止めてもらっているとは、到底私としては思えない。そういう点で、具体的に江差町民でこんなことが今大変なのだよということも訴えながら、要望していかなければならないと思いますが、江差町長としてはこの点について、どのような対応、要望をしてくれているのか、2問目としてお聞きしたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の1問目、道立病院、道立江差病院の状況についてのご質問でございます。まず、1問目の医師、看護師の充足率と病床利用率でございます。

医師につきましては、定数17名に対し、現在は常勤数10名で58.8パーセントの充足率でございますが、消化器、眼科、神経内科など6科につきましては、常勤医とは別に出張医の応援を頂いて診療を行っております。看護師につきましては、定員119名に対し86名で、72.3パーセントとなっており、そのうち2014年から開始した江差町看護職員養成修学支援貸付者の就職は、平成18年度で(正:2018年度で)合計8名となっております。また、入院ベッド利用率でございますが、2017年度実績で、稼働病床数152床に対し、40.7パーセントの利用率となっております。

2問目の病院の改善、充実に対する要望内容についてのご質問でございます。

診療体制維持につきましては、南檜山保健医療福祉圏域構成町の町長全員及び檜山振興局、道立病院局が札幌医科大学へ出向き、要望行動を行っております。現在の診療体制を維持するために必要な医師派遣に対する内容となっておりますが、特に圏域唯一の診療科である小児科、精神科、産婦人科、透析に関しては強く要望しているところでございます。

病院を利用するに当たっての不便さ、課題に関しましては、都度病院と情報共有をし、対策についての要望を伝えているところであります。例えば、昨年、風邪等感染症に関しては一次医療機関を受診するようにと病院内に掲示されていたことや、夜間救急患者受け入れにつきましても、病院のみならず、道立病院局に対しても機会あるごとに町単独による申し入れを行い、改善要望の行動を行っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

再質問致します。

あの、まず、数字の点ではだいたい去年私が、去年の時点での数字とそんなに改善はされていない、というか、医師の部分でいうと私の聞いた数字より1人少ないから、本当に深刻な状況があるのかなと。看護師については、4分の1以上足りないということで、実は10年前、20年前の資料もちょっと私調べたのですが、その当時よりも現時点が深刻ですよね。ですから、多分あのもっと長いスパンを調べている訳じゃないのですが、私が議会に来て、この問題を何回か取り上げた中では今が一番深刻じゃないのかな、という気がするのです。ちょっとあの違ったら、担当課長の方で教えてもらえればなと思うのですが。

で、この問題について、今町長、個別の問題も含めて要請しているということで、それはそれで私受け止めますが、例えば一つ。人工透析、先程ちょっとあの触れましたが、消化器の部分ですね、人工透析の問題というのは、私どうなのでしょうかね、多分答弁は課長の方からあのして頂くことになるのかなと思うのですが、あの糖尿病等も果たしてこの二次医療圏の中で、どういう状況になっているのか、私は何人かでお聞きしたのですが、これ以上、道立病院では人工透析も出来ない、増やすことが出来ない、医師の問題、機器の問題、ちょっとよく分かりませんが、もしかしたらもう江差では住めないかもしれない、という話も出ております。本当に深刻な問題がこれからますます大きくなっていくと思うのです。こういう点について、何か状況等分かれば一つ教えてもらえればなというのがまず個別の問題です。

それから、ちょっと要請ということで、お聞きしたいというか、私の意見も含めて、考えも含めてなのですが、二つ、この要請という問題について、要請と言いますか、充実、改善という方向性について、二つちょっと私挙げたいのですけれども。

一つはこの間の一般的といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、とにかく医大なりですね、直接の医大なり、若しくはこれから色々総合医のことも考えれば、自治医大だとかチャンネルは色々あるのかもしれません。いずれにしても、とにかく、医師を派遣してくれと、これはこれで色々な方法論で言っていかなければならないと思うのですが、やはりですね、今、国に対して、道だけじゃなくて、それは直接、間接、町長が色々な陳情等ということもあるのかもしれません。医師会、町村会を通して国という反映があるかも

しませんが。町長ご存知かと思うのですが、今、国は、医師は余ると、余るって言っているのですよ。あと6年位でしょうか、余るって言っているのです。この数字は、今、働き方改革が大きな問題になっておりますけれども、医師はですね、現時点ではもう過労死以上の労働条件ですね。で、国が積算しているのは、過労死直前位までは改善させると、それ位まではちょっと働けど、それでも。そうなると、10年前に医師を養成する医大等定数増やしましたから、その部分で余ると言っているのですが、しかし、色々な識者、専門家、当事者たちが言うには、きちっと労働条件を守れば、とてもでないけれど医師なんて足りない。まともに働かせなさいと、そして、安心して医療も受けられる、そういう医師の体制作るとすれば、あと6年も経てば医師が余るなんてね、あり得ない論議。それをやっているのです。ですから、医学部の定数を減らすと言っている、というのは検討しているのですよ。こんなことね、やめさせなかったら、今医師が足りない部分の大きな一つは偏在、都会にいる。でも、これはどうしても、田舎、ごめんなさい、田舎じゃなくて、こういう地方で働くどうしても労働時間が足りないものだから、労働超過になってしまう。都会ですとそれなりに、それでも過労死寸前の労働条件ありますが、この偏在というのがますます医師を減らしていけば大きくなる。このことをしっかりと国に言っていく、これが一つです。

で、もう一つ、国ばかり言っていたってなかなか解決しない。やはり、今日、明日、明後日、陳情して少しでも札医大等から来てもらうとすれば、これ課長とも色々意見交換させてもらったのですが、やはり、医師の皆さんがこの江差というか、二次医療圏に多少なりともへき地医療、地域医療を魅力ある、イコール江差というか、この地域、二次医療圏を魅力ある地域、土地、風土、ということで色々な手立てを取らなければならない。これは前から言われていることですが、あの羽幌の取り組み、なかなかしんどいところですが、これ課長調べていると思うのですが、あの出前講座をやっていますよね。羽幌の道立病院の医師が地域に入って、糖尿病の問題だとか、倒れた場合どうするかだとか、本当に地域の人たちに今すぐ教えてもらいたい自分の命を守るためにはこういうことなのだという、そういう出前講座をやりながら、道立病院と地域との関わり合いというのを本当に深めている。そういうことも含めて、やはり二次医療圏全体ということが、なかなか難しいにしても、江差がまずそういうことも出来ないのかどうか、改めて、改めてその医師との接近といいますか、魅力ある地域づくりと言いますか、そういうことも含めて、改めてこの間言われておりますが、しっかりと取り組んでいく。これをやらなかったら、今のこの不足、看護師も含めてですけれどもね、充足しない。この点について、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

まず、透析、人工透析の関係について、お答えしたいと思います。

道立病院の人工透析の機械は15台ありまして、現在57名の方が透析を行っております。これは、江差町だけではなくて、南檜山4町プラス熊石方面の方が数名という風に伺っています。江差町の方は21名利用されております。

あの議員がご指摘の透析が今新しい透析、新しい患者が江差ではなかなか受けることが難しい状況になっているということに関しましては、町としても情報は得ております。この度、道立病院の方でも、そのことについては課題と思っております。今1台増やす予定で準備を進めているところで、7月の下旬頃に1台増えるという風に伺っております。とは言いましても、1台で受け入れられる人数は4人ということになりますので、月水金の午前午後で1人、火木土の午前午後で1人、2人ということで、4人ということになりますが、4町、南檜山4町で近々に透析が必要であろうという患者は道立病院に、の方での押さえで10数名いるという風に伺っておりますので、なかなかそれだけでも、あの非常に厳しい状況にあるという風に聞いております。

で、この度、檜山地域振興、振興協議会の要望行動が6月下旬にありますので、その時に、道立病院の透析治療の体制につきましても、町長の方から要望をしてくるということで、取り進めているところでございます。

次に、2つ目の関係でございまして。国に対しての要望ということでございまして、こちらに関しましては、議員おっしゃるとおりそのような状況にあるのは、新聞等々の報道でもあの承知しております。

医師に関しましては、今道立病院は札医大とのパイプというか、札医大からの系列ということで進めておりますが、医大自体も医局に学生が、医者が残らないという状況の中で、医大病院自体もあの厳しい状況という風に伺っております。その中で、江差の病院の方ということでお願いにあがっているところでございまして、国全体の動きも色々見ていながら、あの要望行動の方は検討していくというか、中身の方を考えていきたいかなという風に思っております。

魅力ある地域に、ということでございまして、羽幌の取り組みに関しましては、あの情報としては持っております。で、江差の場合、あの昨年、小児科の先生が江差の保健センターを会場に4回でしたか、定期的に先生の方の専門であるアレルギー等々の話をして頂き、非常に好評でありました。ただ、なかなか先生方も診療、外来の診療と入院の患者さんと、あと当直というところを持っておりますので、外に出て来て頂いてというところは非常に厳しいことが、厳しい状況にあるだろうなということは、きっと議員も分かっているかとは思いますが、病院と町が少しでも近づけるような体制で色々な保健事業等々を考えていきたいなという風には思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

(議長)

はい、いいですか。

「小野寺議員」

何かありませんか、いい、無い。

(議長)

答弁した。

「小野寺議員」

はい、いいです。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

端的に。

「小野寺議員」

あの、この問題で言えば、あの課長分かりました。分かりましたが、羽幌の病院はですね、色々、江差、道立江差病院とはまたちょっと形態色々違いますが、それでもやはり羽幌だって大変ですね、聞きましたらね。ですから、しんどいのは羽幌だって、道立江差病院だって私はあの総体的にはそんなに違わないなと思っているのですよ。羽幌の場合、あのさっき言った出前講座ですね、全部で、これメニューで22、22の講座というか何と言うかあって、それをあの定期的に、大体10名位参加する人がいれば、町内会でも色々な団体でも、時間をやりくりして10名以上いればあのそういう講座に医師を派遣しますよ、というような取り組み。別に、これが絶対的という、そういうつもりはありません。いずれにしても、道立病院の関係者と、場所が場所だけに、どうしても親近感というか、健康な人程あまり道立病院の問題っていうのは出てこないのですね。そういう点では意識的にそれやっていかなかったら、もし道立病院が無くなったら、もし道立病院が経営形態を何らかな形で、江差町と色々云々かんぬんということになったらどうするんだと。今の道立病院をしっかりと道が責任持ってやってもらうためにも、やはり江差町が、道立病院が必要なんだって、そういうことも含めて接近をもっともっと図るべきだという気はするんですね。もし、すいません、町長、副町長あればお願いしたいと思います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

今、再再質問の部分にも当然お答えしますが、あのちょっと総体的な部分でお伝えしたい部分がございます。

先程、透析の機械1台増の予定、これもう南檜山圏域の首長方が情報を共有して、すぐ行動を取って実は1台増やしました。それから、6月26、7に檜山地域振興協議会、いわば町村会が要望にも行きますし、透析の部分も口頭でまた改めて要請すると、こういうことです。

今、おっしゃる3問目でございますが、道立病院もあの独立した局になりましたんで、町長も私もそういう幹部とは実はあの他の近隣町とは特段更にこのまさしく接近っていう言葉を使うと、人間関係も含めて深めてございます。そういったところも含めて、今、健康推進課長言ったように道立病院の会場にして今例えば保健センターでやっている事業だとか、そういったことが道立病院を会場にして出来ないかとか、これらを道立病院の事務長さんとかも若干今詰めているというか、どこまで出来るかって問題はありますけども、そういったところも、もっと病院が身近な地域の場所になるということも含めて、それから小野寺議員おっしゃるとおり、江差町として特別にやはり必要な道立病院だってことも強く訴えながら、それは先生と町長も非公式に色々お会いをしてございますし、幹部ともお会いしてございます。私もそういう状況の中で、少しでも一人でも医者を増やしたい。

それから、最後に札医大だけではもうあれなので、道立病院局の方は、一部例えば道の東京事務所を通じたり、全国にアンテナを張らせて、札医大だけではなくて他のいわば九州であったり広島であったり色々なところからそういう情報を得て、マッチングをさせるべくそういう動きも内々にしてございますので宜しくお願いします、はい。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

2問目ですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。2問目に移ります。

禁煙対策です。今、国会。えっ。

(議長)

いや、いいです、どうぞ。

「小野寺議員」

今あの国会でちょっとどんな動きになっているのか、あの分かりませんが、今この禁煙問題というか、受動喫煙対策といいますか、国会で上程されております。あの、健康増進法の一部改正ということで。ですから、法律、法案がどういう風になるかということもありますが、それにしても改正そのものは2020年の4月1日、一部前倒しということもありますけれども、私はそれも睨みつつも、この江差町としてやれることは、という立場でちょっとお聞きしたいと思います。2つあります。

一つは、この法律改正云々かんぬんを別として、江差町では江差町健康増進計画、新しいので言いますと、2016年からの計画が我々議員にも届けられております。この中に、頁で言いますと22頁ですけれども、タバコについて正しい知識を持とうということがあります。質問通告でちょっと私間違えました。支援策7点って書いてありますが、課長ごめんなさい、数えたら6点でした。申し訳ありません。6点、支援策が出ております。どれも現時点では、本当に切実な中身だなと思うのですが、学校現場の問題だとか、妊娠中の喫煙の問題だとか、情報提供、民間との連携云々、これは今江差町としてどのような取り組みだったのか、まずは教えて頂きたいと、これが一つ目です。

それで、二つ目は前段言いましたが、まさしく法律改正との絡みにもなるのですが、なるんですが、改めて私はあの全面禁煙と施設内、敷地であろうとも、という観点ではあるんですが、まずは現状、町の公的機関、各所ありますけれども、どうなっているのか、施設内、敷地内、喫煙、分煙、禁煙、云々かんぬん、どうなっているのか、ということと、先程言いましたが、私は法律改正の部分ありますけれども、私は施設内は当然、敷地内も含めて全面禁煙をする必要があると思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の2問目、禁煙対策について、でございます。

江差町健康増進計画は、町民一人ひとりが主体的・継続的に健康づくりに取り組めるよう、2016年から2025年の10カ年計画として策定され、2020年に中間評価を実施することとなっております。減塩と運動の2つの重点的な取り組みの他に、体重管理や健診受診などの9項目に取り組むこととなっております。その中の一つに議員ご指摘のタバコについて正しく知識を持つ、の取り組みがあります。

この2年間の取り組みと成果について、でございますが、学校教育との連携による知識普及につきましては、町内各学校の養護教諭と学校におけるタバコ学習についての情報交換を行っており、今後も継続して参ります。

妊娠届の手続き時の禁煙指導につきましては、妊婦及びパートナーの喫煙状況を確認し、タバコの害や胎児への影響について指導を実施しております。

各種保健事業を活用した禁煙方法についての周知につきましては、健診時のパンフレット配布、今年度は特定保健指導対象者への支援コースとして禁煙支援コースの実施を予定しております。また、昨年の産業まつりの健康づくりコーナーでは、タバコの害の身体への影響が数値でわかる呼気中一酸化炭素濃度測定の実施やパンフレット配布を行っております。

なお、取り組み項目の中で出前講座協議検討、民間企業との連携したPR方法の検討、公共施設等の受動喫煙防止対策の検討につきましては、取り組みを行っていない現状にあります。

各取り組みにつきましては、2020年に中間評価を行うこととしておりますが、特に公共施設等の受動喫煙防止対策につきましては、まずは行政機関が先行した取り組みが求められている状況でございますので、その点を踏まえた取り組みの推進を協議して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目の公共施設の禁煙対策に関して、でございます。

望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律案が今国会に提案されており、改正法案では、学校・病院・児童福祉施設・行政機関は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日から、とされているところでございます。

当町では、社会教育施設2施設が平成29年3月から建物内禁煙、学校5施設は平成29年5月から建物・敷地内禁煙を行っている一方で、役場庁舎内は受動喫煙に配慮しながら分煙としている状況でありますことから、建物内禁煙を進めるための準備をしているところで、遅くとも年内までには課題整理をした上で、禁煙の時期を決めていきたいと考え

ているところでございます。

また、先程申し上げました施設以外の公共施設につきましては、法律案によりますと、保育所や児童館などの児童福祉施設は学校や庁舎と同様であります。それ以外の多数が利用する施設については、その他の受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの、としており、明確に規定がされていないことから、今後どのような施設が特定施設として定められ、喫煙が禁止されるのかは政令に委任されているところであります。

いずれに致しましても、まずは、役場庁舎内の建物内禁煙を先行し、他の施設も各関係課と統一的な方針のもと対策を講じて参りたいと考えております。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

はい、あの2問目終わりますが、是非あの強力に進めて頂きたいと思います、あの町長、課長宜しくお願い致します。

3番目。

(議長)

3問目。

「小野寺議員」

はい。防災計画普及啓発について、であります。

午前中にも小梅議員さんの方からありました。それも私なりに踏まえてお聞きするところもあります。それで、まず、小梅議員もお話ありましたが、ハザードマップ、防災ハザードマップ、各家庭に配られました。それから、分厚いこの地域防災計画ですね、これも我々それから関係機関、町内会長さんにも配られているということを知りました。いずれにしても、本当に多くの予算使って作られた大事なマップ、計画書であります。本当に有効にこれ活用、普及していかなければならないと思うのですが、あの残念ながらですね、私もなかなかこの一般質問でどこまで言おうかなとちょっと思ったのですが、このハザードマップ、私この2週間位ちょっと意識的に聞きました。配られたでしょ、どうしている、どこに置いている、中見た、などなどちょっと聞きました。聞いた数は本当にせいぜい20人か30人位ですので、それ自体がその基本的な流れということにはならないということ承知の上で話しますが、結構ですね、ちょっとしんどかったですね。どこかに置いてあったな、だとかですね、中身ペラペラと見たよ、とかですね、もっとひどいのは

ね、あれどこ行ったかな、投げてしまったというのも3人いたかな、私聞いた中で。ちょっと私自身あの大変ショックでした。で、それもあって一般質問の中で項目として入れようという風に思い立ったのですけれども。ですから、普及啓発ということですよ、今からでもまたやって、これをちょっとどっかに行っている人は引っ張り出して見る位に努力しなければならないなど、そういう意味で質問を組み立てたのですが、中にはですね、私はだいぶ慣れてきているのでないのかなと思うのですが、その言葉がちょっと分からないと、んーっとうちよっと思ったのですけれどもね、そういう人もありました。

それで、この防災計画の本編に10章防災思想普及・啓発計画というものがあります。過去2回位の防災計画書見たら、これは国の一定のきつ指針があるからなのかもしれませんが、この部分についてもかなり中身が豊富になっているというか、細かく具体的に指摘され指摘というか、計画にありますね。しかし、しかしです、これが守られなかったら意味が無い、意味が無いと思うのですよ。これから、あの明日明後日すぐやるというのは、なかなかそれは難しいのですけれども、ここに書いてある、こうやって普及しますよ、啓発しますよってということも含めて、今敢えていちいち読み上げませんが、それをまずやるということ、それがこの防災マップも生きていく道に私はなるのではないかなと思うのですが、まずこの点について、答弁を頂きたい。その上で、ちょっと再質問もさせてもらいます。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の3問目、防災計画の普及・啓発についてのご質問にお答え致します。

小梅議員の答弁と重複致しますが、今年度の町政執行方針で、防災ハザードマップの活用方法と図上訓練や防災・避難訓練を行うこととしております。これまでも、各町内・自治会独自で実施している訓練に赴き、図上訓練もさせて頂いている状況を継続しつつ、町内会・自治会での開催を待つだけではなく、攻めの姿勢で積極的に働きかけをし、防災ハザードマップの活用を図っていきたいと考えております。

なお、防災ハザードマップを作成するに当たりましては、前回作成の一枚ものではなく、地区を拡大して作成するというご指摘に沿った形としたもので、内容についても、私自身、見やすさ等について、時間をかけて検討を加えたところでございまして、専門用語は一般的に使用されている範囲のものと考えております。

いずれに致しましても、議員ご指摘の防災計画に規定している普及・啓発を要する事項や方法に基づいて、防災活動が的確かつ円滑な実施が図られるよう努めて参りたいと考えているところでございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、あの総、総論と言っていいのでしょうか、あの総体的には分かりました。問題は、全部各論に入る訳にはいかないと思いますので、ましてやそれぞれその普及にしても啓発にしてもお金もかかることだし、手間暇もかかることですので、一気にやるということは、それは私も難しいということは重々承知の上で、例えばじゃあこれはどういう風になっているのかなということで、何点かちょっと提案的なあの質問、再質問致します。ですから、じゃあそれは今どんな風に取り込もうとしているのかということ、答弁で頂きたいのですけれども。

例えば、町広報のことがあります。広報にシリーズで、シリーズで、あの単発ではこの間何回かありますね、ありました。なので、なかなかこう系統的に、で一つひとつはあの本当にあまりたくさんのこと書かないで、広報にこのシリーズ的に載せてくと。例えばこのハザードマップにあります頁の、これ何頁なの、27、28、本当これ町長、字小さいのですよ。もうたくさんをね、重要なことをね、凝縮しちゃったっていうか、これポイントでいけば何ポイントなのですか、7ポイント、8ポイント、ちょっとよく分からない、そんなものでしょうかね。で、大事なことですよ、で、これ致し方ない。あの限られた予算、頁、それから地域ごとでそれはそれで私も了としますので、改めて、例えば町広報にあのもう少し分かりやすく、というのはどうでしょうか、というのが一つ。

それから、もう一つ、少しずつ少しずつホームページ見る人もきっと増えているのではないのでしょうかね、どれ位のカウントになっているのか、それはいいのですが、いずれにしても、文字媒体ではなくて町広報ではなくて、ホームページでも見る人ということだとすれば、ホームページにね、更にもっと詳しい情報、これは前から言っていることですが、あまり改善されてないですね。で、例えばですよ。私、土砂災害の関係、この間一般質問でもやってきております。今回、あのこれにも載っていますけれども、ところで、これは例えば土砂災害に関しては、いわゆる警戒区域、特別警戒区域、通称レッド、イエローのことは、確か無いはずなのですよ。何ぼ一所懸命見ても多分無い、無いはずなのですよね。そうすると、これは仕方が無い、レッドもイエローも書いてですね、そこに説明するとなれば、もしかしたらとんでもないことになるから書いてないのかな。ちょっとよく分かりませんが、それをホームページで、ホームページはですね、あれ道のそのまま仮にくつつけるにしたってね、分かりづらい、もう少しその地域、地域で調査したところ、それから指定したところ、レッド、イエローということも含めて、もうちょっと分かりやすくホームページに載せるということ、これだつて出来ると思うのですよ。これは二つ目。

三つ目。先程もちょっと出ていましたが、具体的にどうするの、ここにたくさんのこと書いてあります。避難訓練のことも先程の午前中の論議のことももうたくさん書いてあり

ますけども、午前中の答弁のとおり、あの一つひとつやっていきますよということで、出来れば継続してという話もありましたが、私もちょっとこの点でその一步手前、一步手前の防災図上訓練、午前中の答弁の中にもありましたが、今までもやってきましたけれども、改めてこのせっかく作った防災ハザードマップ、各種データが入っております。津波にしても洪水にしても、土砂災害にしても、それから地域、地域によっては、これを使って図上訓練改めて、改めて私、もう少し役場の方から働きかけて取り組んでいく。手上げたところだけやるのではなくて、出来れば全町内会がやってもらうように、町の方からも積極的にあの働きかけてくと。防災図上訓練だけでも相当の訓練が出来る。私たち南が丘でも、もうやってから何年も経っちゃって、改めてこれもやりたいと思うのですが。そういうのも、やった方良いと思うのですが、これがどうか。ごめんなさいね、あと3つあります。

次、4つ目。防災備蓄センターというものが江差町にありますが、なかなかこれ備蓄の関係ということがこれには載っていませんね。江差町はどういう風に備蓄するとか何とかというのは、これには無い、ので、防災普及啓発という点ではせっかくある江差町の備蓄センター、あの何人かから私言われました。あそこに何あるの、と。いやいや実は防災備蓄センターなのだよ、と言ったら、知らなかった、とか、何あの中に入っているのだろうと、ありました。なので、全町民相手になるかどうか、場合によっては町内会の一定の約束の中で、いずれにしても防災備蓄センターというものについて、知ってもらう、ということ私やった方がいいと思うのです。もしやっていたらごめんなさいね。という考え、どうなのか。

それから、いよいよちょっとね、防、先程の避難訓練の関係で私2つ提案します。先程の答弁を踏まえてです。それで問題はですね、一般的なあの恐らくたくさんの方々にそういう訓練をあの知ってもらう、実施してもらう、それはそれで良いのですけれども。もう少し江差の場合、海岸線に近いというか、いわば津波等で逃げなければならない地域と、私たちみたく南が丘ですと、受ける方、避難された方が下町若しくは海岸線から逃げてきた方を、避難を受け入れる、この2つの部分でね、連携取れた取り組みをやらなかったら駄目だと思うのですね。これ、前もちょっと一部やりましたけれども。これももう少し計画、先程午前中の答弁の中にあつたとおり、意識的に避難される方と受け入れる方、一体的に避難という訓練ということをやるべきでないか。

もう一つ同じく訓練のことで提案致しますけれども、これも一応書いてはありますけれども、特にこの間、去年、一昨年、豪雪なり、豪雨なり、色々な経験から国でもいわれているのですけれども。色々な現象、防災の現象、災害の現象、それから時期、そういうことをしっかり踏まえてやっていく。例えば、土砂災害のあるところはどやって訓練したらいいのか。土砂災害と津波、全然違いますので、土砂災害の場合はあのどうするんだということ、ある程度地域で限定的に出来ますね。それから、洪水、河川の部分、これはこれでまた違う。ですから、特に北部方面も大きいでしょうか。洪水の場合はこういう風に訓練するという意識付け、それから、夜、夜やるということは難しいかもしれませんが、

夜間を想定した訓練だとか、冬場を想定した訓練だとか、こういうことを2年、3年、計画的にやってくということをやらなかつたら、ここに書いてあるものね、全く身にならない。身にならない、という点について、ちょっと提案的にあの質問致しますが、どうでしょうか。

(議長)

はい、総務課長。

「総務課長」

小野寺議員の方からあの5点から6点のご質問がございました。

まず一つ目の町広報を活用した解説等々について、でございますけれども、実はあの私共事務レベルにおきましてはですね、マップを補完するというための一つの考えと致しまして、防災対策全般でありますとか、それらの情報をですね、連載していこうということにつきましてははですね、前々からテーブルに上がっていたものでございますので、交通安全対策とですね、マッチングしながら、あの今後前に進んでいきたいという風に思っているところでございます。

二つ目の町のホームページ上での情報ですけれども、ホームページの中のご存知と思えますけれども、暮らしの情報、そして防災情報という中にはですね、議員おっしゃるとおり、土砂災害に関しましては、一部掲載はしてございます。もっともっと、充実した内容、そして掲載に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

それと三つ目のハザードマップのデータを訓練に使った方がいいのではないかとこのところでございます。保有しているデータにつきましては、拡大縮小これらがあの自由に出来るという利点がございますので、町内会単位でのプリントアウト、これも可能でありますことからですね、町長答弁と重複しますけれども、町内会独自の訓練に赴いての図上訓練、これにつきましては継続的に継続をさせて頂きながら、積極的な働きかけも行って、ハザードマップの活用を図って参りたいという風に考えております。

四つ目の備蓄センターの見学会でございますが、今までも町内の団体からの見学依頼等がありました時にはですね、受け入れをしてございます。今後につきましても、見学依頼があればいつでも受け入れる、受け入れをすると準備を整えてございますけれども、現時点におきましてはですね、近々での私共が企画する見学会等々については、現在のところちょっと考えは持ち合わせておりませんので、ご理解頂ければという風に思います。

五つ目の具体的な訓練に関して、でございます。今年度の町政執行方針で防災避難訓練を行うということにつきましては、町長答弁のとおりでございますけれども、議員からご指摘、ご提案を頂きましたとおりですね、今回の、今回のというか、今年の防災訓練、避難訓練に関しましては、津波を想定してのものというところまで今考えてございます。その中で議員がおっしゃった下町は避難、それから上町は例えば避難所運営とする方法につき

まして、考えの一つの中にあるというところをお伝えしたいなという風に思っております。

また、災害の現象、時期を考えたのご提案でございますが、先程来より申し上げておりますとおり、ここ数年、避難訓練、実際におこなっていないということがございまして、まずは通常どおりと言いますか、津波を想定しての昼間に行うという考えでございますので、土砂それから洪水、夜間、冬場、これらに関しましてはですね、今後の課題とさせて頂ければなという風に思っておりますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと再再質問致しますが、ちょっと2つ位用意していたのですが、1つだけに絞ります。あの、課長分かりました。私、何番目に言ったのかな、4番目だったかな、防災備蓄センター、系統的に町が主催するというのはなかなか確かに今の課の状況からいったら、ゆるくないなというのも分からない訳でもないので、そういう要請があればやりますよ、と。個々に知っている人はきっと見せてと問い合わせ等があつて行ったと思うのですけれどもね、そもそも知らない。ですから、どこかの機会に江差町は備蓄センターというものがあつて、こういうものを備蓄しています、と。よって、もし見学したい方が居るのだったら、どうぞ江差町に申し込みを、というのをね、どうぞ是非それやってください。あの家庭で備蓄しなければならないという側面と、行政がやっているという両方の面で私は普及啓発にね、良いと思うのですよ。それをお願いしたいというのと、併せて、そもそもあそこの備蓄状況、前にも一度聞きましたね。それで、ちょっと予算の関係でなかなか進んでないということも含めて、確かあれペーパーか何かで教えてもらったことあったんですけれども。だいたい備蓄状況どうなっているのですか。その前に説明受けた時に、予算が全然足りない、全然とっていたかどうかな、足りないという状況と変わらないのか、少しでもその備蓄センターの備蓄を増やすということ進めているのかどうか。この点について、ちょっと教えてもらいたいと思います。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

まずあの見学等につきましてはですね、先程答弁致しましたとおり、例えば広報誌を通じた中での情報という中で掲載していければと思っております。そのような形の中で努めていければなという風に思っておりますのでお願い致します。

それと、備蓄の状況でございますけれども、現状では計画に対しまして、決して満足している状態ではございません。これまでも、保有数量の少ないものだとか、それから賞味期限が切れたものだとか、これらを洗い出し致しまして、補充しているところでございます。今年度につきましては、備蓄のパンと備蓄の水、これらが一気に賞味期限が切れるということもございますから、これらを整備するという状況になってございます。ただ、あの食料品、飲料品、日用品、これらに関しましては、供給提供をさせて頂いている事業者の方とですね、協議をしております、協議といいますか協定を結んでおりますので、調達出来る状況になっているというところでございます。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

いいですね。はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

4 問目。

(議長)

はい、4 問目。

「小野寺議員」

森林管理について、お聞きします。森林経営について、お聞きします。

実はこれ、今国会で森林経営管理法案が成立しました。ですから今法律なのです。町長も多分テレビ、新聞報道でご存知かと思うのですが、その基礎的な資料、データがですね、改ざんされていたと、意欲が無い森林経営の方々は何パーセントいますよというのは、あれも改ざんされていて、全くデタラメな資料を出して通した法律が実はこれなのですね。だから、森・加計と似たような中身の法律で、我々もこれ本当に心配だなと思うのですが。よく言われているのが、利益が出ない森林、民間の方々、個人で持っている方々の山ですね。利益出ない森林を市町村がこの法律上管理することが出来て、結果的には市町村が、自治体が過大な負担になると、この法律を順次やられていけばですね。で、そういう風に国会でもあの色々論議されておりました。それで、まだ施行には時間あるのですけれども、この法律が施行になって、まずは地方自治体、我々江差町にも係わってくる、この法律、新しい立法なのですから、どのような影響が考えられるのか、町長から教えて頂きたいと思います。

ごめんなさい。二つ目。ちょっとごめんなさいね。それでですね。

(議長)

答弁出来なくなるよ。

「小野寺議員」

え。

(議長)

答弁出来なくなる。時間無くて。

「小野寺議員」

すぐ終わる。でね、二つ目がね、問題は、その私有林の経営管理が、どうなっているのか。この伐採・造林・保育の実施、これはまずは江差町として、どういう風に掴んでいるか、それから不明森林の状況どうなっているのか。これが全部法律に係わってくることなので、これも併せて教えて頂きたいと思います。すいません。

(議長)

「町長」。

「町長」

小野寺議員の4問目、森林経営についてお答え申し上げます。

森林経営管理法が、今国会で成立し、来年2019年4月1日より施行されることとなりました。この法律では、森林所有者の責務が明確化されることとなり、森林所有者は所有する森林について、適切に経営管理を持続的に行わなければならない、とされ、市町村は林業経営の意欲の低い森林所有者の経営を、意欲と能力のある林業経営者や林業事業者につなぐ役割を担い、林業経営に適さない森林等は市町村が管理することとなっております。

法運用の詳細については、今後における政令・省令等の制定が待たれるところであり、江差町と致しましても、本制度の詳細についての情報等を適宜把握し、制度運用に支障をきたすことの無いよう努めて参りたいと思います。

また、本制度の施行に伴い、町の過大な負担になる恐れがある、とのご指摘でございますが、既存、既存事業との公平性やバランスを考慮しながら、2019年9月から交付が予定されている森林環境譲与税との関わりも出て参りますので、制度運用と町の負担がどのようなになるのかは、今後、市町村への説明会も予定されておりますので、議員が懸念されている点も踏まえて、取り組んで参りたいと思います。

次に、2点目の町内私有林の経営管理状況についてのご質問でございますが、植栽造林

事業や町に届出が必要な伐採事業につきましては状況を把握してございますが、保育管理の下刈り、枝打ち等については把握してございません。

林地台帳の運用が来年度から開始されることから、森林情報管理システムを年内に導入し、土地の登記情報等について、地番図・林小班図に照らし合わせる作業を進めております。これと合わせ、今後は、森林組合とも更なる情報共有を図り、私有林における経営状況の把握に努めて参りたいと考えております。

所有者不明森林については、森林情報管理システムにより森林の所在、所有者が明らかになることから、森林法及び森林経営管理法に基づき、適切に対処して参りたいと思っております。

(議長)

いいですね、小野寺議員。

「小野寺議員」

議長、はい。

(議長)

答弁すれば、今度答え返らないですよ。

「小野寺議員」

いや、大丈夫、すぐ。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、課長。ごめんなさい。これ多分、色々な実務も含めて、森林組合と色々情報提供、それから今後のことについても話し合っていると思いますし、ましてや江差町が今度表舞台にやらなければならないということも大きくなってきますので、そこは当然もう担当課としては進めていると思いますが、あの1、2分で構いませんので、ちょっと状況、森林組合との状況も含めて、教えて頂きたいと思っております。

(議長)

はい、「産業振興課長」。

「産業振興課長」

はい。あの取り進めの仕方ということでございますけれども、本年度、先程町長からも答弁させて頂いたとおりですね、森林情報管理システムを導入しまして、これによりまして所有者等が、森林の所有者等が明らかになると。これを基にしながらですね、個別の所有者に対して、森林経営管理の意欲等について、今後の経営状況についてですね、それぞれ問い合わせをしていくことになると思います。ですから、新年度になりましたら、そのような作業が開始になろうかと、そしてそれを基にして、森林、先程出ました森林経営管理、管理法に基づいた手続をそれぞれ進めていかなければならないのかなという風に思っています。

あの、まだまだちょっと法律が制定されただけで、施行令それから施行規則まだ明らかになっておりませんし、法の説明自体がですね、今月の19日に道の方で行うということですが、内々道の方にも内容を確認しましたが、道自体もですね、まだ具体的な運用については説明出来ないという状況にあるということでございますので、今後あの私たちもしっかり内容を把握していきたいなという風に思っております。宜しくお願いします。

(議長)

はい、いいですね。

「小野寺議員」

はい、ありがとうございました。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。